

広島県教育委員会規則第六号

広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

広島県教育委員会

委員長 平田 克明

広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則

広島県教育委員会職の設置に関する規則（平成九年広島県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条並びに第五条の前の見出し及び同条を削る。

第六条中「前三条」を「前条」に改め、同条を第四条とする。

附則第三項及び第四項を削り、附則第五項を附則第三項とし、附則第六項を附則第四項とする。

別表第一号の表第九号の二を削る。

別表第一号の表第十号の二を次のように改める。

十の二	主幹	課	上司の命を受け、特定事項に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。
-----	----	---	--------------------------	----------

別表第一号の表第十号の五の次に次の一号を加える。

十の六	主任文化財保護主事	課	上司の命を受け、文化財保護に関する専門的事項を整理する。	必要に応じ置く。
-----	-----------	---	------------------------------	----------

別表第一号の表第十一号中「命ぜられた事務を整理」を「特定事項に関する事務に従事」に改める。

別表第一号の表中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同表に次の二号を加える。

十九	主事	課	上司の命を受け、事務に従事する。	必要に応じ置く。
二十	技師	課	上司の命を受け、技術に従事する。	必要に応じ置く。

別表第一号の表の備考第二号中「第十六号」を「第十五号」に、「第十七号」を「第十六号」に改める。

別表第二号の表第四号の二を次のように改める。

四の二	主幹	所	上司の命を受け、特定事項に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。
-----	----	---	--------------------------	----------

別表第二号の表第九号を次のように改める。

九	主任文化財保護主事	センター	上司の命を受け、文化財保護に関する専門的事項を整理す	必要に応じ置く。
---	-----------	------	----------------------------	----------

る。

別表第二号の表中第十八号を第十九号とし、第十号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十	主査	所	上司の命を受け、特定事項に関する事務に従事する。	必要に応じ置く。
---	----	---	--------------------------	----------

別表第二号の表に次の二号を加える。

二十	主事	所等	上司の命を受け、事務に従事する。	必要に応じ置く。
一二十	技師	所等	上司の命を受け、技術に従事する。	必要に応じ置く。

別表第二号の表の備考中「第十三号」を「第十四号」に、「第十六号」を「第十七号」に、「第十八号」を「第十九号」に、「第十四号」を「第十五号」に改める。

別表第二号の表第七号を次のように改める。

七	主幹	教育センター	上司の命を受け、特定事項に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。
---	----	--------	--------------------------	----------

別表第二号の表第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三	主任文化財保護主事	歴史民俗資料館及び歴史博物館	上司の命を受け、文化財保護に関する専門的事項を整理する。	必要に応じ置く。
-----	-----------	----------------	------------------------------	----------

別表第二号の表第十二号を次のように改める。

十二	主査	教育センター	上司の命を受け、特定事項に関する事務に従事する。	必要に応じ置く。
----	----	--------	--------------------------	----------

別表第二号の表に次の二号を加える。

二十	主事	館等	上司の命を受け、事務に従事する。	必要に応じ置く。
一二十	技師	館等	上司の命を受け、技術に従事する。	必要に応じ置く。

附則

この教育委員会規則は、平成二十三年四月一日から施行する。